

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

高知県知事 殿



提出者

住 所 高知県南国市植田674番地1

氏 名 株式会社竹内建設

代表取締役 森田 純生

電話番号 088-862-2617

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社竹内建設
事業場の所在地	高知県南国市植田674番地1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

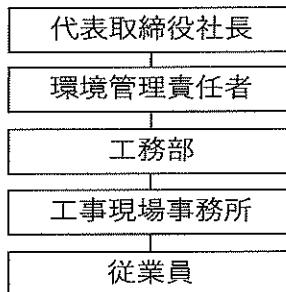
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	一般土木建築工事業
②事業の規模	建設業：完成工事高 1,489,032,819円（前年度実績）
③従業員数	36名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>○がれき類は、自社若しくは収集運搬業者にて運搬し、再生処理業者（破碎）に委託し、再生碎石として再資源化される。</p> <p>○木くず、繊維くず、ガラス陶磁器類、廃プラスチック類は、自社若しくは収集運搬業者にて運搬し、再利用できる木くずは処分業者にて破碎し、チップ、燃料等再資源化され、再資源の不可能な分は焼却、埋立処分される。</p> <p>○金属くずは、自社若しくは収集運搬業者にて運搬し、再生処分業者に委託し再資源化される。</p> <p>○廃石膏ボードは、自社若しくは収集運搬業者にて運搬し、処分業者にて破碎したのち、適切に埋立処分される。</p> <p>○石綿含有産業廃棄物は、自社若しくは収集運搬業者にて運搬し、処分業者にて、適切に埋立処分される。</p> <p>○混合廃棄物は、自社若しくは収集運搬業者にて運搬し、処分業者にて分別され、再生及び埋立等最終処分されます。</p>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】					
産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	木くず	金属くず	廃プラスチック類
排 出 量	4,491.29 t	423.52 t	291.98 t	96.93 t	67.94 t
産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	その他がれき類	混合廃棄物
排 出 量	29.42 t	11.91 t	0.65 t	3.57 t	54.48 t

①現状

(これまでに実施した取組)

- 従業員を対象に廃棄物の発生抑制に係る教育を行っています。
- 建設資材の長期使用、修理等を行い、廃棄物の排出を抑制しています。

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	木くず	金属くず	廃プラスチック類
排 出 量	4,000 t	400 t	250 t	50 t	50 t
産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	その他がれき類	混合廃棄物
排 出 量	20 t	10 t	0.5 t	3 t	50 t

②計画

(今後実施する予定の取組)

- 現状の取組のとおり今年度も実施予定です。

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- 従業員が排出する生活系ごみ（弁当、ペットボトル等）は、一般廃棄物として持ち帰るよう、分別に係る教育を行っています。
- 木くずは、再生利用業者（破碎）で再資源化するため優先的に分別しています。
- がれき類、木くず及び廃プラスチック類は保管容器で種類ごとに分別し、分別できないものは混合廃棄物（木くず、紙くず及び繊維くず）として処理しています。
- （特別管理産業廃棄物の場合）感染性産業廃棄物について、性状に応じて専用のごみ容器（鋭利なもの、固形状のもの、液状又は泥状のもの）で分別しています。

①現状

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- 現状の取組のとおり今年度も実施予定です。

②計画

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 t t
(これまでに実施した取組) ・実績なし	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 t t
(今後実施する予定の取組) ・特になし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量 t t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量 t t
(これまでに実施した取組) ・実績なし	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 t t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量 t t
(今後実施する予定の取組) ・特になし	

(第4面)

(第5面)

		産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	木くず	金属くず	廃プラスチック類
		全処理委託量	4,000 t	400 t	250 t	50 t	50 t
		優良認定処理業者への処理委託量					
		再生利用業者への処理委託量					
		認定熱回収業者への処理委託量					
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
②計画		産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	その他がれき類	混合廃棄物
		全処理委託量	20 t	10 t	0.5 t	3 t	50 t
		優良認定処理業者への処理委託量					
		再生利用業者への処理委託量					
		認定熱回収業者への処理委託量					
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
(今後実施する予定の取組)							
<p>○現状の取組のとおり今年度も実施予定です。</p> <p>○再生利用業者、優良認定処理業者又は認定熱回収業者をできる限り選定し、委託していく予定です。</p> <p>○委託先については、産業廃棄物の処理状況を定期的に確認、記録し、より適正な処理業者を選定していく予定です。</p>							
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。